

令和6年6月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和6年6月18日 開会

令和6年6月18日 閉会

国見町農業委員会

令和6年6月  
国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	八島富一君	2番	佐久間久子君
3番	佐藤昭文君	5番	吉田和男君
6番	佐藤浩信君	7番	赤坂正弘君
8番	佐藤武君	10番	斎藤勇子君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

貝田・光明寺地区担当 渋谷憲道君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	佐藤智宏君
農業委員会事務局主幹	佐藤智昭君
農業委員会主任主査兼係長	佐藤貴浩君

1. 議事日程

---

議事日程

令和6年6月18日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 担い手農業者の選定について
- 協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 協議第2号 国見町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について

## 6 その他

- (1) 次回以降の総会日程について

---

午後1時30分開会

○事務局 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまより、令和6年6月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 1 会長挨拶

○事務局 まず、会長のほうからご挨拶いただきます。

○会長（八島富一君） 皆さん、こんにちは。

久しぶりの雨ということで、恵みの雨になりそうだなと思うんですが、大変弱い雨で、がっかりしております。桃の季節に向かって、一回強い雨が欲しいなと思っているようなところでございますけれども、本日も議案、協議ありますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○事務局 それでは、今後の議事進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 2 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） それでは、早速ですが、議事録署名人であります、こちらで指名し

てもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 異議なしの声があります。

3番、佐藤昭文委員、5番、吉田和男委員にお願いいたします。

---

### 3 欠席者

○会長（八島富一君） 続きまして、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。

---

### 4 会務報告

○会長（八島富一君） 続いて、会務報告に移ります。

事務局をお願いします。

○事務局 【事務局より会務報告】

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

---

### 5 議事

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（八島富一君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑がないようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

## 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

○会長（八島富一君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてを説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、ご質疑ございませんか。

7番。

○7番（赤坂正弘君） あそこの田んぼはちょっと低いんですけども、計画の中では、あそこは盛土か何かしてかさ上げるんですかね。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 盛土をして、その接続する道路と同じ高さにして、利用するというようなことをごいました。その場合、周りの水路があったものですから、そちらのほうに影響を及ぼさないということで、その辺についても確認はしております。

以上になります。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

## 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

受付番号86番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、渋谷憲道推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（渋谷憲道君） 去る6月7日に吉田和男委員と事務局2名

と現地の確認をしてまいりました。事務局の説明どおり、何ら問題ないことを確認しております。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

2番。

○2番（佐久間久子君） この方、齋藤さんは今までもこの土地を耕作してくれてはいたんですか。新たに買い求めるというか。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 今回、新たに買い求める形です。

○2番（佐久間久子君） 新たに買い求めるということですね。

○事務局 そうということです。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することと決定いたします。

## 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（八島富一君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

ここで審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号1番から13番までの案件に関しまして、2番、佐久間久子委員、7番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しましては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の、議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号9番の案件について審議します。

2番、佐久間久子委員は退席をお願いいたします。

〔2番 佐久間久子委員退室〕

○会長（八島富一君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） ないということがございますので、お諮りいたします。

議案第2号の受付番号9番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員です。

よって、議案第2号の受付番号9番の案件については、集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

2番、佐久間久子委員の退席を解きます。

〔2番 佐久間久子委員入室〕

○会長（八島富一君） 続きまして、議案第2号の受付番号10番の案件について審議します。

7番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔7番 赤坂正弘委員退室〕

○会長（八島富一君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【事務局より議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号の受付番号10番の案件について、町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号10番の案件については、集積計画案のとおり承認することに決定します。

7番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔7番 赤坂正弘委員入室〕

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） はい。

○6番（佐藤浩信君） 赤坂さん戻ってからで悪いんだけど、10番のやつは、この人が法定相続人ほか1名、これ、成年後見人つけなくていいの、家裁の規定で。これ兄弟で意見が違ったらどうするの、今、うちのほうでその話が1か所出てきている。兄弟で意見が違う。それは法定相続人がどうのこうのというやつではないよね。これは実際は家庭裁判所で成年後見人つけなくてはいけない話になってくると思うんだよね、こういうのって、申請とかね。その辺どうなのか調べておいてね。



○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 一応、ここについては、同意書が〇〇さんほか1名、その1名も同意書を頂いております。

○6番（佐藤浩信君） それが変わったら。

○事務局 いや、借賃についても同意するという書面を頂いて、それに基づいて中間管理機構に審議させてやっているやつなので、だから、ほか1名の方の同意書は頂いているということで、進めております。

○6番（佐藤浩信君） 聞いていなかったなんて言ったらとんでもないことに。

○7番（赤坂正弘君） そうしたらやれないでしょう。

○事務局 同意書は頂いています。

○事務局 そうですね、同意書を頂かないと中間管理機構につなげられないというところで。

○6番（佐藤浩信君） 話が違ってきちゃって、あるところでね。

○事務局 そうなんですか。

○6番（佐藤浩信君） 最初はそういう話だったんだけど、面倒なことになって、1か所。

○7番（赤坂正弘君） 関連して質問いいですか。

この兄弟とか意見が合わなかったとき、そのときはその土地を今まで継続して使っていたんですけれども、継続して使えるんだかどうなんかな。

○事務局 一応、そういう共有とかの多い場合は、一応、この機構の場合ですと、持分の半分以上を確保できれば、対応しますという形なんですよね。なので、持分の半分以上の同意書があれば、していいですという形です。

○7番（赤坂正弘君） それができない場合に、それは相対でやって構わないんですか、どういうふうになるんでしょうか。

○事務局 それ以外の部分ですね。

○7番（赤坂正弘君） 同意が、同意書とかやれないのに。

○事務局 相対とかは、農業委員会の貸し借りにはちょっと該当しなくなってくるのかなと思うんですけれども。

○7番（赤坂正弘君） ということは作れないということですか。それとも個人的な対応で作れるということですか。

○事務局 その辺は、あとは、ちょっと追って回答します。

○7番（赤坂正弘君） というか、止まっている土地があるんですよ、結局。だけれども、そ

れはもう田植が終わっていますから、ですから、支払い云々は、支払うのをやるには、契約書結ばなくてはいけないんだから、そういう契約書はどういうふうに、個人的にやればいいのか。

○事務局　ちなみに、一応、もめているという、同意書がもらえないというところ、その対応ですけれども、もらえない部分なら、ちゃんと同意する人数がちゃんといてもめているんだか、あと、本当に相続いなくて出来ないんだか、その内容によってまた違ってくるんですよ。同じもめ方でもいろいろ。あと、詳しくはあと調べるようにしておきます。一応、もめ方によって違いが出てくるということで。今の私の回答なんですけれども、今の段階では。

○事務局　以前は、その特定農作業受委託という整理ができたんですけれども、それができなくなったということもありますし、その辺の権利の整理ができないと、中間管理機構のほうでも取り扱えないということにはなると思いますので、個別の状況に応じてなんだと思うんですけれども、全然連絡取れないのか、まるきり意見が合わないのかによっても、係長言ったとおり、ちょっと変わってくるのかなと思いますので。

○7番（赤坂正弘君）　じゃ、ちょっとそれ調べていただきたいと思うんですけれども、何でかという、その方は農業委員会に来ているらしいんですよ、兄弟仲が悪いから、これは公社は通らないと思いますみたいな話だと思うんですけれども、だから、それで農業委員会さんに話をしているんだけど、その後、何も来ないという話なんですよ。だから、ちょっと調べていただきたいと思います。

○会長（八島富一君）　それでは、その他ございますか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君）　なければ、次に移ります。

### 議案第3号 担い手農業者の選定について

○会長（八島富一君）　議案第3号 担い手農業者の選定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○事務局　【事務局より議案第3号 担い手農業者の選定についてを説明】

○会長（八島富一君）　これについて、ご意見ございますか。

6番。

○6番（佐藤浩信君）　後期高齢者の枠とかなんかを、最初から外したのはちょっと無理があるんじゃないですか、年齢的に。87歳の人をこれから育成すべきなんて、頭大丈夫ですかって

言われちゃうよ。

○事務局 一応、貸し借りのある方は一応載せていました。ここに年齢もあるんですけども、貸し借りがある方は、やっている方については外せないのかなと思って載せてはいましたが、その辺は、今日すぐ決められないと思いますので、今月中、ちょっと10日間ぐらいいただいて、これちょっとこの人はという人いれば、あとは確実にこの人は入るのではというのを見てもらえれば。

○事務局 すみません、これで見ると、基本構想水準到達者というのは、もう到達している方ということで、こちらは問題はないかと思われませんが、今後育成すべき農業者というところで、今、係長言ったように、面積とあとは貸し借りの実績のところ、機械的に載せたところもありましたので、今のご意見なんかもちょうと踏まえて再度検討したいと思います。

○2番（佐久間久子君） 面積より年齢のほうがよね。

○6番（佐藤浩信君） 後期高齢者になったら外しちゃおう、外そうよ、どう考えても無理だって、これは。

○2番（佐久間久子君） 後期高齢者、会長違うの。

○6番（佐藤浩信君） まだ若い。

○会長（八島富一君） 後期でないか、前期か、まだ。

7番。

○7番（赤坂正弘君） これは本人の確認というのはどうなんですか、この中には、多分、うちの地区でしたらば、5年後とかそういうのは規模拡大しようと思っていないという方もいると思うんですよ。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 一応、決定したら通知だけはしようとは思っています。あとは、それをどう使うかによっては、その人の判断なので、うちらとしては、この人を推進していただきたいということで考えておまして、その決定書が来たら、その活用は決定された人で決めていただくというふうに思います。

○事務局 私のほうからもすみません。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 こちらの、今後育成すべき農業者のところ、ちょうど、今、地域計画の関係で意向調査をやっていますので、そういったのも加味しながら、あと、修正はしていきたいなと思います。

今のところ機械的に整理したところで、こういった表になっているということで、あと、今、お話いただいたとおり、後期高齢者、年齢で区切るというのを、最初からちょっとなかなかやるとどうなのかなというのもあって、こういった形で出しましたが、ちょっとこの辺、少しまとめてみたいと思いますので、あと、皆さん、持ち帰っていただいて、こういう方が抜けているとか、今、それほど面積なくても、これから面積伸ばしていくような方、もし把握している方いらっしゃったら、教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） その他ございますか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） なければ、次に進みます。

#### 協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

○会長（八島富一君） 次に、協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 【事務局より協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明】

○会長（八島富一君） 説明終わりました。

ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

#### 協議第2号 国見町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について

○会長（八島富一君） 協議第2号 国見町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 【協議第2号 国見町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準

【(案)について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

これに関してご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 意見がございませんので、議事についてはこれで終了となります。

---

## 6 その他

### （１）次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） 続いて、その他に入ります。

（１）次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 その他の次回以降の総会の日程ということになります。

まず、前回の総会で確認しましたが、7月につきましては、7月16日火曜日、1時半からこの会場ということで、総会のほうお願いしたいと思います。

8月については、議案書の一番最後のページを見ていただくと、8月のカレンダーが出ておりますので、見ながら確認をしていただければと思います。

例年ですと、去年だと、お盆をずらして8月18日、一昨年度は8月17日ということで、8月の総会についてはお盆をずらして開催をしているということがあるのと、3月に一応の予定を皆さんにご提案していたのは、このカレンダーでいうと、8月19日月曜日ということで、年間スケジュールでは、整理をしていたところではありますが、改めて、それぞれのご都合で日程のほうご確認いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○会長（八島富一君） この8月の日程について、何か皆様ございますか。

桃はどうですか。

〔「20日をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 20日の声がございますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） それでは、20日火曜日、時間は同じでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） では、8月20日、午後1時半からの予定にいたします。

産振課長、何かございますか。

○事務局 大丈夫です。ありません。

○会長（八島富一君） 何もない。

それでは、最後に、出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方、何かありましたらお願いいたします。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 実は、私のところになぜか苦情の電話ばかり来るんですけども、ある方が土を落としていったものを片づけていないとか、ドライブハローを3m以上も広げて路上を走行して、ほかの車邪魔だと、たたんで通ればいいのに騒いでいたやつとか、国見だけではなくて、隣町の方もいらっしゃるんですけども、直接、電話を差し上げているんですけども、一向に改善されていないと。

あともう一つ、ストッパーだけで田んぼの水を入れっ放しにして、それを当たり前のように上のほうでなされているものですから、下のほうまで水が届かない。外すと、すごい剣幕で騒ぐと、声がだんだん大きくなる方がいらっしゃるんですよ。塚野目辺りにね。自分でやってくるんですけども、大変難儀しています。

あと、もう一つはね、田んぼの水って完全に止めないと養分吸えない。だから、我々稲刈りに入っていきじゃない、それ入れっ放しにしていた人って、水 flowed 後、必ず痩せていくから、だから、土手のほうに行ったり、真ん中流れている癖があるじゃないか、そこは収量が上がらないの。だから、水というのは必ず止めないと。

昔、普及所が暑い時期はかけ流ししろなんて言ったんですけども、今は、かけ流しじゃなくて、かけ放しなのね、あれ、桃が忙しくなるから、やっている暇ないんだって言うけれども、下は水が届かないんだよね。これさ、何か文書で出すか何か、この間、普及所の人にも相談したんですけども、何か違った考えがエスカレートしているんだって言うんだよね。普及所の人も見せてくれていて、言うてはくれるんですけども、なかなか改善されない。

あとは水路、右と左あって、両方、前は分け合った、完全に止める、片方を折っちゃうの。そういう世代の人たちが入ってきたと。難儀しております。あとは、止める板を壊していったり、持ち去られたり。

○会長（八島富一君） 個人的に、そのかけるに板を持っていたり何だりするということ。

○6番（佐藤浩信君） あと、ストッパー大体かけるとね、足で蹴って割っちゃうんだね。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 町農業委員会の事務局のほうにも、土を落としていった話とか、そういった話は各地区から話はいただいておりましたので、道路管理者の建設課のほうとも話をしてまして、どういう形になるのかがいいのかなんですけれども……

○6番（佐藤浩信君） 一番怖いのは、多少汚れるのはしょうがない。塊があって、自転車とか何か乗り越えて、それでこけたら、それが怖い。

○事務局 何か通学路に落としてあった案件もあって。

○6番（佐藤浩信君） まるきり、▲▲町って片づける文化がないの。平気で落としていくから。だから、そちらのほうから来る方はね、片せとは言うんだけど、息子は片づけないけれども、おやじさん片づけるからね。これ小さいんだったらいいんだけど、こういう固まりを置いていく。

○事務局 そこをどういった形で、ピンポイントで話をしているものなのかどうかというのちょっとあるので。

○6番（佐藤浩信君） あと、もう一つの問題はね、両側に止めるの。広域農道辺りに平気で。地元のものからいいかげんにしろよと言うんだけど、何かね、自分とは違う世界の方々みたいで、非常に難儀しております。

○事務局 そういった基本的なルール、水路なんかも、基本的な地区での決め事だったんだと思うんですね。浩信さんおっしゃるとおり、分からない世代が入ってきたりとか、外から入ってくると、そういうことがあるんだなというところなので、ちょっと注意喚起、町でできる範囲ということになります。少し、ちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

○6番（佐藤浩信君） お願いします。

○会長（八島富一君） 他町村からの人の他の農業委員会にも申入れをして、気をつけていただくように。

○事務局 そうですね。

○会長（八島富一君） それしないと駄目だよ。地元の人たちは、やっぱり地元でもう注意喚起するように、文書回さなきゃならないけれども、よろしく。

○事務局 分かりました。

○会長（八島富一君） その他ございますか。

〔発言する者なし〕

○会長（八島富一君） なければ、これで本会議を閉じます。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 3 8 分閉会



会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和6年6月18日

国見町農業委員会議長 (会長) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (3番委員) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (5番委員) \_\_\_\_\_ (印)

会議書記 (事務局長) \_\_\_\_\_ (印)